

会議の名称	第31期 第6回社会教育委員会議
開催日時	平成22年3月10日(水) 14時00分から 15時00分まで
開催場所	教育委員会室
出席者	西郷定実議長、荒田英道委員、石塚美穂委員、 上田卓是委員、小川温子委員、稻田義治委員 高木統禱委員、谷間倫子委員、藤井泰雄委員 [事務局] 社会教育部／岸部長、福井参事 社会教育青少年課／武田主幹、対馬課長代理、 井谷係長、岡田係長、北田主任 枚方公園青少年センター／西村所長、日比主任
欠席者	植松千代美副議長、青野明子委員、岩谷誠委員
案件名	・「枚方公園青少年センターのあり方について」(答申案)について ・パブリックコメントにおける社会教育委員会議並びに枚方市の考え方について(公表案)
提出された資料等の名称	【資料】 ・「枚方公園青少年センターのあり方について」(答申案) ・「枚方公園青少年センターのあり方について」(答申素案) (考え方の公表案)
決定事項	本日の議論を踏まえて、文言修正などの最終調整を行い、3月末までに答申する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	社会教育部社会教育青少年課

審　議　内　容

西郷議長	<p>ただいまから第31期第6回枚方市社会教育委員会議を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、公私何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>開会に先立ちまして、事務局よりごあいさつをいただきたいと思います。</p>
〈事務局〉	<p>今議長のごあいさつにもございましたように、年度末を控えましてお忙しい中をご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>青少年センターのあり方につきましては去年の9月10日に諮問をさせていただきまして、貴重な時間を割いていただき5回検討していただきました。答申素案をつくっていただいて、パブリックコメントも実施し、前回はそれを踏まえて話し合いがございましたので、本日は最終的な答申についてまとめていただけるのではないかと思っております。</p> <p>枚方市は単年度で事業が進んでおりますので、3月議会、枚方の場合2月25日が初日でしたが、そこで1年間の市政運営方針を市長が冒頭に述べられました。その中で青少年センターのあり方につきましても、青少年活動を一層支援するためにあり方を見直すという表明をしていただいております。枚方の市会議員は7会派ございまして、それを受け各派の代表の方が、市長と教育長とやりとりするというようになります。その中でもどこに力点を置くのかというご質問を受けて、市長の答弁では今回議論していただいているように主催事業、あるいは開館時間の延長等も視野に入れる必要があり、青少年団体以外の一般団体の方には一定の受益者負担というのも課題となってきていると答えています。また、「最終的には社会教育委員会議の答申を踏まえて、進めるように教育委員会にも指示をしている」ということでございますので、本日まとめていただける予定の答申を受けまして、来年度のできるだけ早い時期に具体化していきたい。基本的には答申をそのまま具体化するという方向で考えておりますので、本日の議論につきましてよろしくお願ひいたします。</p>
西郷議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、事務局から、本日の委員の出席状況等のご説明をお願いいたします。</p>
〈事務局〉	本日の委員の出席状況は、委員12人中、植松副議長、青野委員、

岩谷委員が所用のため欠席でございますので、9名の出席でございます。枚方市社会教育委員会議運営要綱第5条により過半数の出席がありますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日、事務局の社会教育部中田次長と社会教育青少年課大槻課長につきましては、他の公務のため欠席させていただいております。

西邨議長 それでは、本日の資料の確認を事務局のほうからお願ひいたします。

〈事務局〉 <事務局より資料の確認を行う>

西邨議長 本日、資料1、資料2につきまして事務局より2月末に皆さん方に送付していただいていると思います。前回の会議で修正をかけていただきましたところを反映して書き直していただいております。項目ごとにもう一度ご審議いただきたいと思いますので、事務局の進行につきまして、よろしくお願ひします。

(事務局 朗読)

<利用実態と制度の変更について>

西邨議長 今の項目、「利用実態と制度の変更」で、パブリックコメントの回答のところ、枚方市社会教育委員会議あるいは枚方市の考え方として、アンダーラインの部分を訂正していただきました。

それから、答申案のほうのこの項目については特に変更はございません。

ここは問題ないでしょうか。よろしいですか。

<主催事業の取り組みについて>

西邨議長 では、ないようですので、次の項目にいきたいと思います。「主催事業の取り組みについて」。

(事務局 朗読)

西邨議長 資料1の答申案については最後の2行、網かけをしていただいている部分を前回の答申案から追加していただきました。
また、パブリックコメントの考え方の部分につきましては、前

回は「外部人材に頼るだけでなく、職員もその役割を担うことができなくてはならないと考えています」という文章を今のアンダーラインの文章に書きかえをしました。

逆に言うと、少しやわらかくなつて、前はこうするべきというのが、こうしましようという文章に変わつてゐるかと思ひますが、特によろしいでしょうか。

<有料化に対する考え方について>

西郷議長 では次の項目に移りたいと思います。
「有料化に対する考え方」について。

(事務局 朗読)

西郷議長 基本的には抹消ラインについては文字を抹消、アンダーラインについては追加、あるいは網かけのところについても答申案については追加になつていました。特によろしいでしょうか。

<減免制度やロビーの取扱いについて>

西郷議長 では、その次に、「減免制度やロビーの取扱い」という項目に移りたいと思います。

(事務局 朗読)

<青少年センターにおける青少年の範囲>

西郷議長 では、その次に、「青少年センターにおける青少年の範囲」について、いかがでしょうか。

(事務局 朗読)

西郷議長 資料1のほうは、この部分については変更はありません。
青少年センターにおける青少年の範囲の中で、アンダーラインで「主に18歳以下の子どもで構成される」、前回の場合は「18歳以下（高校生）」というふうに書いていましたので、青少年センターは高校生でないと無料にならないと誤解をされるので、今回削除していただきました。特に問題ないと思います。

<開館時間と休館日について>

西郷議長 では、その次に、「開館時間と休館日について」、お願ひいたします。

(事務局 朗読)

西郷議長 この部分につきましては、答申案のほうには少し長く文章をつけて加えていただいている。この部分については初めてのことですで、いかがでしょうか。こういう表記でよろしいでしょうか。特に、生涯学習センターと青少年センターは異なるということをより明確にしていただいているように思います。

小川委員 文章表現で「すべきである」と「望ましい」というのを分けて使っておられるんですけど、このすべきであるというのは、そうしていきますよということをこのパブリックコメントで示していくためにされているんでしょうか。

〈事務局〉 前回のときは「望ましい」という表現であったと思うんですが、今回は、青少年センターに関しては開けるべきであるということにしています。これは、パブリックコメントも踏まえて、この間のご議論を含めて一定見解が出たと判断してということです。

小川委員 「すべきである」というように使われると、ほかのところの個別コメントも区分けして、読み手のほうは読んでいくことになりますが、そういう共通理解はありますか。

〈事務局〉 この答申に関してということですか。

小川委員 いえ、パブリックコメントです。読み手は、「望ましい」と書いていれば、やってくれるかもしれないという読み方になる。また、「すべきである」という言葉を行政側が使えば必ずやるんだなと、市民の方はそういうように見取っていくと思うんです。その辺の区分けが行政側として言葉を持っているのか、それとも、そういうことは関係なく使っているのかということです。内容は、これでいいと思っているんですけど。

〈事務局〉 今回の社会教育委員会議の答申についてですが、このような答申をパブリックコメントにかける場合と、それと市の施策をかける場合があります。市の施策の場合には、「すべきである」という言葉ではなくて、そういうことをしていく、あるいは、それを課題と

してとらえているということで、おのずと文章表現が若干異なるというところがあります。

今回、青少年センターのあり方につきましては、市の計画、長期的なプランではなくて、青少年センターの個々具体的な見直しということになりますので、冒頭に部長が申し上げましたように、この答申をそのまま市の方針として置きかえるということを想定しています。ですので、パブリックコメントの回答も社会教育委員会議と、あわせて枚方市の考え方というように2つ並列になっています。今回の場合は、そういう意味で言うと、通常のパブリックコメントの市の考え方だけを示す表現とは若干ニュアンスは変わっているところはあると思います。また、ホームページにはこの答申素案の考え方、パブリックコメントの考え方と、答申を両方セットで掲示しないと意味をなさないというところはあります。両方見ていただいたら、他の市の計画で示しているパブリックコメントとは違うということはわかっていただけると認識しています。

小川委員 わかりました。

西邨議長 今的小川委員の話に同感するところがあります。というのは、答申については、我々が答申しているので、市に対してこういうふうにすべきであるというのは、何ら違和感がないんですけど、パブリックコメントの回答については、社会教育委員会議と枚方市の考え方とありますので、市の考え方方が「こうすべきである」というのは、少し違和感があります。逆に、社会教育委員会議だけの答申については問題ないと思うんですが。

〈事務局〉 今回パブリックコメントの7ページのところですと、この質問・ご意見に対する回答では、「すべきであると考えています」と「考へています」という言葉をつけ足す形になっています。これが市の方針では「21時とする」となります。

西邨議長 後に「考へます」とついているので良いと思います。

〈事務局〉 先ほどから説明していますように、パブリックコメントの実施は2つ方法があります。答申を受けて具体的に条例を改正する場合に、例えば、有料化や開館時間をこうしますよという形でパブリックコメントをとる方法が1つあります。

他方、審議会等の、この社会教育委員会議もその1つになろうかと思うんですけども、そちらで具体的にご検討をいただき、その答申を尊重して進めるという位置づけをする場合、その答申でパブリ

ックコメントもできるということになっています。今回は後者となつておりますが、そこには一定、市の考え方がないことには後の担保性がなくなる形になりますので、小川委員ご指摘のように日本語としては違和感が否めないということかと思います。「このようにすべきであると考えている」というような表現になつますけど、そういう意味合いでいるご理解をいただければと思います。

西郷議長 よろしいですか。私も納得いたしました。
ほかにご意見ございませんでしょうか。

荒田委員 パブリックコメントの中で、6ページの「青少年センターにおける青少年の範囲」の4-(2)、ここでアンダーラインが引いてある「主に18歳以下の子どもで構成される団体に対して」とありますね。「子ども」というのは、「子ども」という表現の範囲というのはどこまでを「子ども」と言うんでしょうね。

〈事務局〉 生涯学習市民センターの規則の中では「18歳以下の者」と表現されています。あと、生涯学習市民センターでは、利用者向けの周知用の文書、パンフレット等を、手刷りでつくったりしているんですが、そのときには「18歳以下の者」という言い方ではなく、「18歳以下の子ども」という言葉を使っています。今回はそれに合わせた形でその言葉を引用しているということです。

荒田委員 「子ども」というのは、大体何歳ぐらいまでを「子ども」と表現するんでしょうね。ほかのところが表現しているというのはちょっと別に置いといて、「子ども」というのはどのぐらいの範囲のところを子どもというんだろう。

〈事務局〉 生涯学習市民センターでは、一応義務教育までを通常「子ども」という言い方をしたりはしていますけども、18歳、いわゆる高校生のところまでを「子ども」という言葉で少し広く解釈をしていると聞いています。

荒田委員 何となく、読んでひつかかるんです。私も親からすれば、この年になっても「子ども」でございますから、それはそれでいいのかもしれませんけれども。

〈事務局〉 生涯学習市民センターの規則の表現、「18歳以下の者」のほうが一般的だと思いますので、そのように修正させていただければと考えます。

西郷議長 ということでよろしいでしょうか。

<利用対象者の拡大について>

西郷議長 では、その次に進みたいと思います。「利用対象者の拡大」。

(事務局 朗読)

西郷議長 「登録」を「ID番号付与」と変えていただいたとありますが、ほかに、この「登録」という言葉は出てきませんかね。
「登録」という言葉がほかのところで出てきてたらいけませんので、それだけチェックしてください。

〈事務局〉 一応、出てないというふうに理解していますが、万一、「登録」という言葉が残っておりましたら、「ID番号付与に」に変えるということです。

しかしながら、本来は「登録」のほうが分かりやすいと思われるのでしたら、再度生涯学習課に「登録（ID番号付与）」の表現で協議します。

西郷議長 「ID番号付与」と変えていただきましたが、これを括弧書きにして、もとの「登録」を残すということですか。どっちを括弧書きにするかということですか。

〈事務局〉 それについては、生涯学習課と調整したいと思います。やはり「登録」という言葉のほうがわかりやすいところはあるのではと考えます。

西郷議長 わかりやすいのは、そうですね。でも、利用する者にとったらID番号をもらってますので、全然違和感はないんですけど。

藤井委員 「全体」の中には、「平成20年度の登録数は」というふうに書いてあります。「平成20年度の登録数は400団体を超えており」、この「登録」とは同じになるんですか。

〈事務局〉 同じです。

藤井委員 10ページです。ちょうど真ん中ぐらいのところです。

西邨議長	そうですね。下から2つ目の枠の中、この「登録」というのは同じですね？ 10ページの下から2つ目の枠。
〈事務局〉	現在、青少年センターは条例規則の中では「登録」という言葉になっています。「ID番号付与」とはなっておりません。
西邨議長	変則的でややこしいですね。
〈事務局〉	そうなんです。「登録」にして、生涯学習市民センターに関わるところは括弧書きで「(ID番号付与)」にしたほうが良いと思います。
西邨議長	それはそのほうがいいですね。
〈事務局〉	青少年センターの条例を変えることになりましたら、システム上は現在生涯学習市民センターが使っているシステムに乗るような形になりますので、ID番号付与という言葉になると思います。
西邨議長	一般の方には、ID番号をもらうというのじゃなくて、登録するというほうが認知度はあるだろうし、登録することによって、ID番号をいただくことになるわけですから。 今の箇所はそういうところで、もう一度、その部分については調整をしていただいて、どちらにしても「登録」という言葉は残していただけたということでおろしいですね。
〈事務局〉	そのようにしたいと思います。
西邨議長	括弧書きで「(ID番号付与)」というのを入れるか入れないかということですので、それについては、もう一度調整をしていただきたいと思います。 ほかに、よろしいでしょうか。
<全体について>	
西邨議長	それでは、その次の項目として「全体」とありますが、この部分については特にありませんか。
(事務局 朗読)	
西邨議長	前回ご議論をいただきましたところを修正なり、加筆していただ

いて、各々説明していただきました。駆け足でやつてまいりましたが、全体的に、もう一度見ていただきたい、何かございましたら、よろしくお願ひをしたいと思います。

特に委員さんのはうでお気づきの点等ございませんでしょうか。

では、ないようですので、もう一度修正箇所を事務局のはうから説明をしていただけますか。

〈事務局〉 資料2の5ページのところにも、荒田委員ご指摘の「18歳以下の子ども」と同じ表現がございます。6ページの「18歳以下の子どもで構成されている団体」という。この「子ども」を「者」、「18歳以下の者」と修正いたします。

それと、同じく資料の9ページ中ほどの「ID番号付与」のところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、「登録（ID番号付与）」というふうに修正させていただきます。

以上、2点でございます。

藤井委員 ちょっとよろしいですか。
今ちょっと、ぱっと見たときに、「子どもや障害者」の「害」を枚方市さんは……。

〈事務局〉 枚方市はこの漢字を使っています。大阪府は平仮名に全部置きかえておられます。

藤井委員 そうですか。それは構わないんですね。

〈事務局〉 はい。

西邨議長 特に、ほかの委員さん方、よろしいでしょうか。
では、ないようですので、本日ご議論いただきました委員さんのご意見、あまり修正箇所はなかったんですが、今月中に教育長へ答申をしたいと考えております。最終的にもう1度、今何カ所か各部署と調整をしていただくことがございましたので、大きくは変わりませんので、微調整になるかと思います。その部分の取り扱いにつきましては、本日ご欠席の副議長とともに、ご一任いただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

西邨議長 ありがとうございます。ご異議なしのお声をいただきましたので、副議長と調整をいたしましたものを、今月中に教育長に答申

をしたいと考えております。また、答申後につきましては、各委員さんに答申書をお送りさせていただく予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

ということで、本日は予定時間より早いですが、予定をしておりました議論はこれで終わりたいと思います。

それと、事務局のほうから。

〈事務局〉　冒頭のご挨拶でも申し上げましたけど、本日を含めまして6回貴重な時間を割いていただきて議論いただきました。青少年センターにつきましては、活性化を目指すということで、あくまで有料化が目的ではなくて、活性化ということで、いろんな項目につきましてご提言いただきました。このご提言いただいた内容につきましては、先般の議会でご説明しましたように、この答申を尊重して、これに沿った形で実現をできるだけ早期に図りたいと考えております。どうもありがとうございました。